

第一百九十一回 參議院憲法審查會會議錄 第

(第二十五部)

國第百九十一回

卷之三

午前十一時二十二分開会

柳本	卓治君	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
愛知	治郎君	事	事	事	事	事	事	事
高野光一郎君		幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
豊田俊郎君		事	事	事	事	事	事	事
山下雄平君		事	事	事	事	事	事	事
風間直樹君		幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
森本真治君		事	事	事	事	事	事	事
仁比聰平君		幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹

八月一日議長において本委員を左のとおり指名した。

阿達	雅志君	のとおり指名
愛知	治郎君	
赤池	誠章君	
石井	正弘君	
宇都	隆史君	
小川	昌宏君	
大沼	みずは君	
木村	義雄君	
北村	経夫君	
上月	良祐君	
佐藤	信秋君	
高野光	二郎君	
瀧波	宏文君	
當故	茂君君	
豊田	俊郎君	
中曾根	弘文君	
中西	祐介君	
舞立	昇治君	
三原	じゅんじ君	
柳本	卓治君	
山下	雄平君	
有田	芳生君	
太島	九州男君	
風間	直樹君	
長浜	博行君	
藤末	健三君	
白	眞寅君	
藤田	幸久君	
真山	勇一君	
牧山	ひろえ君	
伊藤	孝江君	

出席者は左のとおり

魚住裕一郎君	佐々木さやか君	西田	矢倉	柳本	卓治君
高野光二郎君	仁比	吉良よし子君	仁比	片山	大介君
豊田俊郎君	山添	克夫君	山添	松沢	成文君
山下雄平君	浅田	聰平君	浅田	福島みづほ君	均君
白眞山	片山	拓君	片山	和田	政宗君
西田勇一君	大沼みづほ君	愛知	高野光二郎君	高野光二郎君	愛知
仁比眞勲君	宇都	治郎君	豊田俊郎君	豊田俊郎君	治郎君
淺田実仁君	小川	誠章君	山下雄平君	山下雄平君	阿達
均君	今井絵理子君	正弘君	白眞山	西田勇一君	赤池
	隆史君	昌宏君	西田勇一君	西田勇一君	石井
	義雄君	君	西田勇一君	西田勇一君	石田

○審査会会長互選
○幹事選任の件

事務局側

森本
昭夫君

「真山勇一君会長席に着く」

○真山勇一君 ただいまから憲法審査会を開会いたします。

参議院憲法審査会規程第四条第一項において準用する本院規則第八十条により、年長のゆえをもちまして私が会長の選任につきその議事を主宰いたします。よろしくお願ひします。

これより会長の選任を行います。
つきましては、選任の方法はいかがいたしましたらどうか。

○白眞鶴君 会長の選任は、主宰者の指名に一任することとの動議を提出いたします。

○真山第一君 ただいまの白君の動議に御異議ございませんでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○真山第一君 御異議ないと認めます。

それでは、会長に柳本卓治君を指名いたします。(拍手)

御協力ありがとうございました。

〔柳本卓治君会長席に着く〕

○会長(柳本卓治君) の際、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま委員各位の御推举により、引き続き本審査会の会長の重責を担うことになりました柳本卓治でございます。

本審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するという極めて重要な任務を担っております。

審査会の運営に当たりましては、委員各位の御指導と御協力をいただきながら、公正かつ円満な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○会長(柳本卓治君) ただいまから幹事の選任を行います。

本審査会の幹事の数は十名でござります。
幹事の選任につきましては、先例により、会長

の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。
それでは、幹事に愛知治郎君、高野光一郎君、豊田俊郎君、山下雄平君、白眞鶴君、真山勇一君、西田実仁君、仁比聰平君、浅田均君を指名いたします。

なお、あと一名の幹事につきましては、後日これを指名いたします。

本審査会幹事会の申合せにより、会長が野党第一会派の幹事の中から会長代理を指名することとなつております。

つきましては、会長といたしまして、会長代理に白眞鶴君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会